

全学共通授業科目をやむを得ない理由で欠席する場合

■通常の授業を欠席する場合

- ・欠席することがあらかじめ分かっている場合（教育実習、介護等体験などを含む）
→事前の授業に出席した際、担当教員に事情を説明してください。
★定期健康診断と授業が重複する場合は、授業を優先し、他の日時で健康診断を受検してください。
- ・急性の病気、忌引き（配偶者、二親等以内の親族）、不慮の事故、公共交通機関の大幅な遅延等で当日急遽欠席する場合
→翌週の授業に出席した際、担当教員に事情を説明してください。

- ◎教員に事情を説明する際は、必ず欠席の理由が証明できるものを教員に直接提出してください。
- ◎教員の連絡先について、共通教育グループでは学生からの問い合わせに応じません。
- ◎通常授業の欠席に対する配慮の可否については、授業担当教員が判断します。授業の内容により、欠席に対する配慮ができないことがあります。
- ◎専門科目の実習や集中講義と全学共通授業科目が重複する場合は、事前に共通教育グループに申し出てください。

【注意】 本学には「公欠」制度はありません。

- ・ただし、特例措置として学長が指定した自然災害に関するボランティア活動については公欠を願うことができますので、所属学部の教務学生担当係に申し出てください。ボランティア活動についての詳細は、地域連携推進本部のHPで確認してください。
- ・病気や怪我などで2週間以上欠席する場合は「欠席届」を所属学部の教務学生担当係へ提出してください。（長期欠席を届け出る制度で、欠席に対する特別な配慮を届け出るものではありません。）
- ・裁判員制度により講義及び定期試験等をやむを得ず欠席する場合は、所属学部の教務学生担当係に申し出てください。
- ・課外活動については、正課（授業）が優先です。課外活動による欠席については、特別な配慮を行いません。（通常の欠席と同じ扱いになります。）
国際大会等に招集された場合は、学生支援課生活支援グループもしくは所属学部の教務学生担当係に相談してください。ただし、授業の性質上、配慮されない可能性もあります。

■定期試験を欠席する場合

追試験は原則行いません。

ただし、急性の病気、忌引（配偶者、二親等内の親族）、不慮の事故、公共交通機関の運休又は大幅な遅延、大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護等体験、学外での調査・見学等）、その他やむを得ない事由により対面試験を受験できなかった場合には、本人の願い出により、追試験等が認められることがあります。詳細は、K棟掲示板又は以下のページで確認してください。

[教養教育院 HP「教養教育院開講科目の定期試験について」](#) 

また、協定に基づく留学をする学生または神戸大学の教育プログラム（海外で実施されるものに限る。）に参加する学生で、留学期間と全学共通授業科目の定期試験日が重なる場合は、定期試験の実施日の変更を認めることがあります。詳細は、以下のページを参考にしてください。

[協定等に基づく留学に伴う全学共通授業科目の定期試験実施日の変更願](#)

■交通機関の運休や気象警報の発表の場合における授業・定期試験の休講措置について

交通機関の運休や気象警報の場合における授業・定期試験の休講措置については、以下のページをご確認ください。

[休講措置に関するルール](#)

その他、全学共通授業科目の欠席について不明な点がある場合は、必ず事前に共通教育グループに相談してください。